

平成18年2月22日

平成16年度決算における剰余金の取扱いについて

筑波大学理事・副学長（財務担当）  
磯田文雄

本学は、平成17年12月20日付けで文部科学大臣より、平成16年度決算における剰余金について翌事業年度への繰越にかかる承認を得ました。

今回の承認によって平成16年度当期総利益20億8,260万円のうち経営努力の認定がなされたのは、9億5,467万円であり、同額を「目的積立金」として平成17年度以降の大学の教育研究及び運営改善に充てることとしました。

なお、当期総利益のうち目的積立金を除く11億2,793万円については、中期計画期間中「積立金」として財務諸表に計上されますが、これは現金の裏付けのないものであり、使えるものとはなりません。

経営努力認定の認定がなされた9億5,467万円の内訳は、まず平成16年度における収入と支出の差から生じた現金を伴う剰余金1億1,106万円があります。

さらに、平成17年度の入学者の授業料について、例年の取扱いでは平成17年3月に徴収し平成16年度の収入としていたものを、平成17年5月に徴収することとしたため、平成16年度の収入が減ぜられたことにかんがみ、その相当額8億4,361万円についても今回の承認の対象とされました。

筑波大学としては、今回承認された目的積立金を「教育研究環境等整備積立金」4億3,298万円と「病院再開発・運営改善等積立金」5億2,169万円とに整理しました。（参照：別紙 利益の処分に関する書類）

このうち「教育研究環境等整備積立金」については、平成17年度予算に繰り入れ、平成16年度から繰り越された営繕事業や法令上定められている基準を満たすために必要な施設整備等に充てることとしました。

また、「病院再開発・運営改善等積立金」については、本学の附属病院の再開発が目前に迫っており、その費用は診療報酬収入をもって充てることとされているため、これを目的積立金のまま翌年度以降に繰り越し、将来の病院再開発等に充てることとしています。

筑波大学としては、今回承認された目的積立金を有効に活用するとともに、教育研究の充実・発展のため、自律的・戦略的な運営の実現を目指し、より一層の財政上の見直しや外部資金の獲得等に向けて努力してまいります。

## 筑波大学の平成16年度決算剰余金について（Q & A）

Q 国立大学法人の決算から生じた剰余金はどのような取扱いがされますか。

A 法人化前は、予算を収入が上回った場合は国庫納付の対象となり、大学がこれを活用することはできませんでした。しかし、法人化後、経費節減のための様々な工夫改善について、文部科学大臣からの経営努力認定を受けることにより、大臣承認された金額を翌年度以降の大学の教育研究や運営改善のために充てることができるようになりました。

この場合、文部科学大臣の承認を得た剰余金を「目的積立金」、それ以外の剰余金を「積立金」として整理することとなります。

Q 筑波大学の目的積立金はいくらですか。

A 平成17年12月20日付けの文部科学大臣承認通知により、経営努力の認定を受け承認された金額は、9億5,467万円であり、この全額を目的積立金として整理しました。

この9億5,467万円の内訳は、まず平成16年度における収入と支出の差から生じた現金を伴う剰余金1億1,106万円があります。

さらに平成17年度の入学者の授業料について、例年の取扱いでは平成17年3月に徴収し平成16年度の収入としていたものを、平成17年5月に徴収することとしたため、平成16年度の収入が減ぜられたことにかんがみ、その相当額8億4,361万円についても今回の承認の対象とされました。

Q 目的積立金は大学の教育研究等にどのように活用されるのですか。

A 目的積立金は、予算で定めた金額を収入に繰り入れることにより、本学の教育研究の質の向上や組織運営の改善のために活用することができます。また、中期計画期間中は、収入予算への繰入を行わず、そのまま目的積立金として翌年度以降に繰越すこともできます。

筑波大学としては、今回承認された目的積立金を「教育研究環境等整備積立金」4億3,298万円と「病院再開発・運営改善等積立金」5億2,169万円とに整理しました。

このうち「教育研究環境等整備積立金」については、平成17年度予算に繰り入れ、平成16年度から繰り越された営繕事業や法令上定められている基準を満たすために必要な施設整備等に充てることとしました。

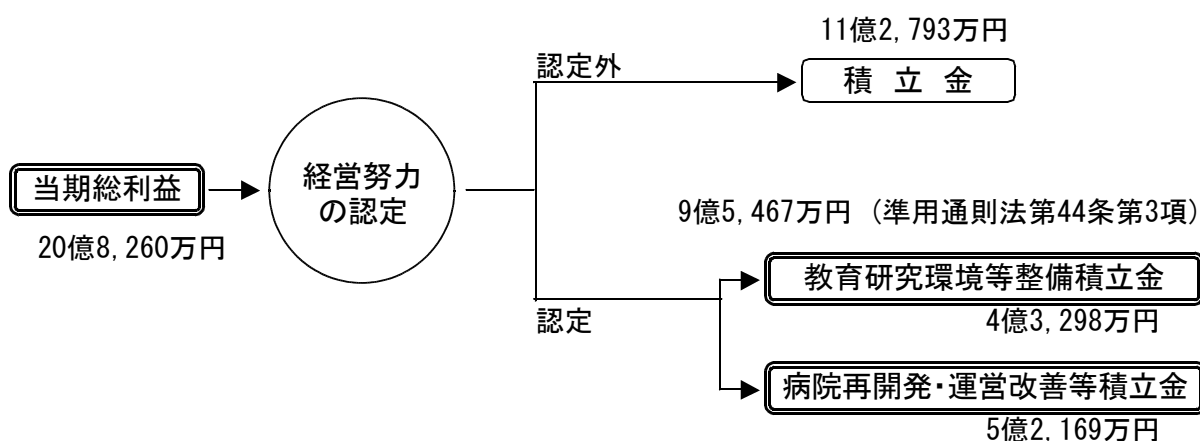
また、「病院再開発・運営改善等積立金」については、本学の附属病院の再開発が目前に迫っており、その費用は診療報酬収入をもって充てることとされているため、これを目的積立金のまま翌年度以降に繰り越し、将来の病院再開発等に充てることとしています。

Q 目的積立金以外の積立金は大学の教育研究等に活用できないのですか。

A 当期総利益のうち目的積立金を除く11億2,793万円については、中期計画期間中「積立金」として財務諸表に計上されますが、これは現金の裏付けのないものであり、使えるものとはなりません。

(参考)

### 目的積立金の流れ



# 別紙

## 利益の処分に関する書類

(平成18年1月26日)

(単位:円)

I 当期末処分利益			2,082,595,942
当期総利益	2,082,595,942		
II 利益処分量			
積立金	1,127,922,889		
国立大学法人法第35条において準用する 独立行政法人通則法第44条第3項により 文部科学大臣の承認を受けた額			
教育研究環境等整備積立金	432,976,438		
病院再開発・運営改善等積立金	521,696,615	954,673,053	2,082,595,942